

第2次会津若松市行政システム改革プラン

市民満足度のさらなる向上をめざして
～市民協働の市政運営～

平成20年4月

会津若松市

目 次

はじめに	1
■ 行政運営の課題と目標	2
■ 改革の基本的視点	3
■ 改革の推進期間	4
■ 改革の方向と具体的項目	4
1. 住民自治への取り組み	4
2. 行財政基盤強化への取り組み	6
3. 市民満足度を高めていくための取り組み	9
■ 今後の推進に向けて	11

～はじめに～

本市においては、行財政改革を不断の課題であると位置付け、これまで積極的に取り組んできました。

- * 会津若松市行財政改革大綱（昭和61年6月）
- * 新会津若松市行財政改革大綱（平成8年2月）
- * 会津若松市行政システム改革プラン（平成13年3月策定）
- * 会津若松市行政システム改革プラン（一部改訂）（平成18年2月）

平成13年3月に策定しました「会津若松市行政システム改革プラン」は、本市の行財政を取り巻く環境が複雑かつ大きく変化する中で、それまでのスリム化を基本とした行財政改革だけでは対処できない新たな課題の解決を図り、多様な市民ニーズに応えていくために、「市役所は変わります 市民起点・成果重視の行政で ～市民満足度の最大化～」を目標に掲げ、市民の視点からの行財政運営システムの改革に取り組んできました。

また、平成15年8月には、厳しい財政危機に直面したことから、平成18年度までの3ヵ年を財政再建期間と位置づけ、行政システム改革プラン及び財政健全化計画を土台とした行動計画「会津若松市行財政再建プログラム」をとりまとめ厳しい改革に取り組んできました。

こうした取り組みを通じて、日本経済新聞社等が行政運営の改革度合いについて実施している「行政サービス調査」において、行政革新度が平成18年度には全国35位、東北で1位との評価を得てきました。

しかしながら、この調査結果から、効率化・活性化度については全国3位と高いレベルにあるものの、市民との協働による行政運営や市民サービスの利便性の分野においては、本市以上に他市の取り組みが進んでいるといった課題も明らかになっています。

さらには、本市においては、依然、予断を許さない行財政運営が続き、国と地方自治体を取り巻く環境もさらに厳しさを増してきており、市民の暮らしと安全を守っていくために、持続可能な行政システムを構築していくことが急がれています。

新たな行政システム改革プランは、今後5年間における行財政改革の取り組みの大綱として策定したものです。プランにおいては、行政運営における市民協働のあり方を念頭に置きながら、新たな取り組みに着手するとともに、これまでの取り組みについても、さらに発展、掘り下げ、より効率的で効果的な行政運営に努め、市民サービスの向上を図っていきます。

行政システム改革の実施にあたっては、職員一人一人がしっかりとプランを理解し、確固たる信念をもって、その推進を図り、持続可能な行政システムの構築に邁進していきます。

行政運営の課題と目標

(1) 国と地方自治体を巡る状況

わが国は、かつてのような右肩上がりの社会経済システムが終焉し、急激な少子高齢化・人口減少という新たな局面を迎えており、国と地方においては、経済成長の鈍化に伴う税収の減少や医療費などの社会保障費の増加などの影響により、財政状況がより一層逼迫してくることが懸念されています。

また、価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、行政ニーズも多様化、複雑化するとともに、介護や子育て支援をはじめ、障がい者の自立支援への取り組みなど、社会福祉分野を中心に新たな行政課題も生じ、公的領域における行政の守備範囲も年々拡大してきています。

そうした状況に対応し、住民満足度の向上を図っていくためには、国が定めた画一的な行政サービスの提供ではなく、それぞれの地域の実情に応じて、よりきめ細やかに行政課題に対応していくことが求められています。

自治体はもとより、地域を構成する様々な団体や事業所、さらには住民自らが、地域における行政ニーズや課題を的確に捉え、それに対応していくために、施策の立案、実施に参画し、行政との協働により地域の実情にあった行政サービスを展開していくことが不可欠となってきています。

そのためには、地方自治の本旨に立ち返り、地域の暮らしと安全を守り住民福祉の増進に努めていくために公共サービスを提供していくという、自らの存在意義を踏まえ、分権社会を推進し、自己決定・自己責任に基づく行政運営をおこなっていくことが必要です。

(2) 本市を取り巻く状況と行政運営における課題

多くの地方都市においては依然厳しい経済状況が続いており、本市もまた例外ではなく、税収面での歳入の伸びを大きく見込むことは難しい状況になってきています。

そうした状況に加え、国においては厳しい財政状況から、財源における地方の自立を高めるという名目で、国庫補助負担金や地方税のあり方、さらには地方交付税財源を含んでの国と地方間の税目・税源配分の見直しなども検討されており、今後も、国から地方への予算配分の増額も大きく期待はできない状況にあります。

また一方で、本市における人口減少と高齢化の進行は、全国平均を上回る速さで進んでおり、中長期的には、人口減少に伴う担税力低下と社会保障費の増加への対応が、本市の大きな課題となっています。

こうした厳しい状況にあっても、市民の暮らしと安全を守り魅力あるまちづくりを推進していくために、行財政基盤の強化を図り、持続可能な行政システムをしっかりと構築していかなければなりません。

(3) 課題解決に向けた取り組み

こうした認識のもとに、本市の行政システム改革を進めるにあたり、目指すべき行政運営の目標を次のように設定します。

市民満足度のさらなる向上をめざして ～市民協働の市政運営～

第2次行政システム改革プランにおいては、市民協働による行政運営をテーマに掲げ、行政運営に関する積極的な情報提供と情報共有をおこない、市民の行政運営への参画を促し、市民とともに、公的領域における行政の守備範囲の見直しにともなう受益と負担に関する選択機能や、行政運営のチェック機能などを構築し、住民自治を推進していきます。

また、これまで行政が直営でサービスを提供することが当たり前と思われてきたことについても、あらためて、その必要性や実施主体などについて市民とともに選択をし、「ヒト、モノ、カネ」という限られた行政資源のなかで、市民満足度を継続的に高めていくために必要な、効率的かつ効果的でムダのない持続可能な行政システムの構築を図っていきます。

※このプランでは、「市民参加」と「市民協働」を次のように定義しています。

「市民参加」とは、市民が施策の立案や実施などにおいて、主体的に加わり、意思決定などにかかわっていくこと。

「市民協働」とは、市民と行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しあいながら、対等な立場で連携・協力していくこと。

改革の基本的視点

「市民満足度のさらなる向上をめざして ～市民協働の市政運営～」を目標にして、行政システム改革を効果的かつ着実に推進していくために、市民との情報共有化に努めながら、次の3つの視点に立って具体的な改革を進めます。

1. 住民自治への取り組み

市民への積極的な情報提供と説明責任を徹底し、市政の透明性を高めるとともに、市民との情報共有を推進し、それを礎として市民協働の仕組みづくりに取り組んでいきます。

さらに、市民協働による計画の進行管理や事務事業評価のシステムの構築を図り、行政運営への市民の参画を促し住民自治を推進していきます。

2. 行財政基盤強化への取り組み

現在実施している事務事業や業務の必要性、実施主体などについて、さらに精査をおこない、限られた行政資源を有効的かつ効率的に配分していくためのシステムを導入していきます。

また、市役所の情報化を推進し効率的で効果的な行政運営をおこない、歳入確保と歳出抑制によるバランスの取れた財政運営に努めていきます。

3. 市民満足度を高めていくための取り組み

ICTを活用して行政サービスの利便性の向上を図るとともに、税金を納め行政サービスを受ける納税者の視点に立って、行政窓口の運営形態の見直しを図っていきます。

また、継続的に市民満足度を向上させていくために、職員資質の向上と組織風土改革に取り組んでいきます。

※ICTとは、Information and Communication Technology の略で情報通信技術をあらわす言葉です。インターネットや携帯電話等の「情報通信技術」をあらわす英語としては、IT（Information Technology）とICTがあり日本ではITが同義で使われていますが、ITに、「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には広く定着しています。

改革の推進期間

改革の推進期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とし、計画的かつ着実に改革に取り組んでいきます。

改革の方向と具体的項目

1. 住民自治への取り組み

(1) 市民協働の仕組みづくり

本市はこれまで、市民協働による各種計画の策定や花と緑のまちづくりによる市民協働の仕組みづくり、さらには観光ボランティア事業での市民協働の実践など、様々な市民協働の取り組みを推進してきました。

多様化、複雑化する行政課題の解決を図り、魅力あるまちづくりを推進していくためには、行政はもとより市民、各種団体、事業所など、それぞれ地域の構成員が協働し、その持てるポテンシャルを十分に発揮し取り組んでいくことが必要です。

こうした認識のもと、市民協働の担い手となる人づくり、組織づくりに取り組み、その進捗状況に応じ、魅力あるまちづくりを推進していくための住民自治のあり方を検討していきます。

また、あわせて効果的な市民協働を推進していくための方策や市民協働型の事業展開を図り、しっかりと市民協働の取り組みを根付かせていきます。

① 自治基本条例の検討

市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため、市民の気運の高まりのもとに十分に議論を深めながら、情報の共有、情報公開と説明責任など、市政運営における基本理念・基本原則などを盛り込んだ自治基本条例の制定を検討していきます。

② 市民協働の担い手育成

まちづくりに関わっている各種団体への支援やNPO法人との情報共有化を

図っていくとともに、まちづくりに関心を持ち、これからの公的領域におけるサービスの担い手となりうる人材の育成に取り組んでいきます。

③ 市民協働による事業の展開

より多くの市民や各種団体、事業者等に行政サービス提供の担い手となっ
ていただくために、事務事業の執行プロセスなどに市民協働の余地がないか
どうか点検を進めていくとともに、有償ボランティアによる行政サービスの
提供を検討していきます。

④ ICT を活用した地域コミュニケーションの検討

電子掲示板などの ICT ツールを利用し、町内会や P T A などの公共的な団
体が情報発信をしたり、意見交換をしていくための仕組みについて検討して
いきます。

(2) 情報公開と説明責任の徹底

自己決定・自己責任に基づく地方分権を推進し、市民協働による行政運営の実
現に向けて取り組んでいくためには、積極的な行政情報の提供による市民との情
報共有化と説明責任を徹底し、行政運営の公平性、透明性の向上を図っていく
ことが不可欠です。

こうした認識のもと、市民にわかりやすい形での行政運営情報の提供に努めて
いくとともに、行政運営のチェック機能を高めていくために、監査制度の充実を
図っていきます。

① 迅速かつ分かりやすい各種情報の提供

ホームページでの各種情報の提供の迅速化と内容の充実を図るとともに、
バランスシートや行政コスト計算書など、行財政運営の各種情報を分かりや
すい形で集約して提供していきます。

また、入札関連情報について引き続きホームページ等で公開していきま
す。

② 市政情報の積極的な提供

市政運営の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への関心を高め市民
協働を推進していくために、市議会の会議録や庁議案件の結果をインターネ
ット上で公開していきます。

③ 行政運営のチェック機能の充実

行政運営の公平性、透明性の向上を図り市民の信頼性を高めていくため
に、専門性や独立性の観点から監査制度の充実を図っていきます。

(3) 計画の進行管理、評価への市民参加の推進

住民自治を推進していくためには、計画の進行管理や事務事業への評価といっ
た行政運営に関する分野についても、積極的に市民の参画を求め、市民協働によ

る行政運営に取り組んでいくことが必要です。

こうした認識のもと、重点施策等の進行管理への市民参加の推進などに取り組み、行政運営におけるマネジメントサイクルの充実を図っていきます。

※マネジメントサイクルとは、行政運営において、計画を立て、それに基づいて実行し、その結果を評価し、改善につなげていくという一連のサイクルをいいます。

① 重点施策等の進行管理への市民参加の推進

各行政分野における施策の重要度や満足度の調査をおこない、各種計画の進行管理や重点施策の進行管理を市民とともに実施していく仕組みを検討していきます。

② 行政運営におけるマネジメントサイクルの充実

市民に対する説明責任を果たしながら成果重視の行政運営を確立していくために、行政評価システムの取り組みをさらに深め、事務事業の改善などに継続的に取り組み、行政運営におけるマネジメントサイクルの充実を図っていきます。

③ 審議会制度の充実

公募委員や女性委員の数を増やしていくとともに、計画等の策定後の審議委員によるフォローアップの仕組みを取り入れるなど、市民協働による行政運営を推進していきます。

④ アドバイザー制度の活用

重要施策や計画の策定、事務事業の実施、さらには進行管理、評価などの様々な局面において、より効果的な行政運営を展開していくために、必要に応じ有識者によるアドバイザーの活用に努めます。

2. 行財政基盤強化への取り組み

(1) 官民の役割分担の見直し

厳しい財政状況の中で行政需要の拡大へ対応していくためには、限られた行政資源の配分という視点から、公的領域における公共サービスのあり方を再検討していくことが必要です。

公共サービスのあり方の再検討は、財源確保だけの手法ではなく、民間事業所やNPOなどを様々な公共サービスの担い手としていく取り組みでもあり、行政サービスの質的向上と行政と市民との役割分担に基づく市民協働の取り組みを促すものであると考えています。

こうした認識のもと、事務事業の実施主体の検討やアウトソーシングの推進に取り組み、官民の役割分担の見直しに取り組んでいきます。

① 事業実施主体の検討

行政サービス全般について、事業の要否や事業主体がどこであるべきかを

決定し、各事務事業の優先度や実施主体、官民の役割分担等を検討していきます。

また、官民の役割分担の見直しの視点から、公共サービス改革法に基づく外部委託のあり方についても研究していきます。

※公共サービス改革法とは、より質が高く低コストな公共サービスを実現していくために、官と民との競争入札、あるいは民間の競争入札により公共サービスの担い手を決定していくために必要な手続などを定めた法律。

② アウトソーシングの推進

これまで主に、ごみの収集や学校給食など現業部門での外部委託を推進してきましたが、今後も、さらに現業部門での外部委託を検討していくとともに、あらたに、職員数の抑制を図る中で人的資源を有効に活用していくために、一般事務分野の業務についても、定型的で大量な業務などを中心に外部委託の実施に向け取り組んでいきます。

また、新たな分野や業務にアウトソーシングを拡充していくために、企業やNPO事業者、市民団体から民営化や外部委託に関する提案を受け入れていく仕組みを研究していきます。

※このプランでは「アウトソーシング」を次のように定義します。

「アウトソーシング」とは、市が保有する組織内の経営資源でなく、組織外の資源を活用して、行政としての活動を行うことで、その手法としては、業務の外部委託や指定管理者制度、PFI、人材派遣さらにはボランティアなどを含むものとします。

③ 公共施設の適切な管理運営

公共施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況等を検証し制度適用の効果を見極めながら、市直営による管理運営や指定管理者制度への移行など、より効果的な管理運営手法を採り適切な管理運営に努めていきます。

※指定管理者制度とは、委託先が市の出資法人や公共的団体に限られていた公の施設の管理を、民間事業者も含めた法人その他の団体に、委託することを可能とした制度。

(2) 安定した財政基盤の構築

本市は平成15年度に大幅な収支不足が見込まれたため、行政システム改革プラン及び財政健全化計画を土台とした行動計画「会津若松市行財政再建プログラム」を策定し、人件費のカット、補助費等及び扶助費の見直し、手数料や使用料の適正化など厳しい改革に取り組んできました。

こうした取り組みを踏まえ、厳しい財政状況にあっても持続可能な行政システムを構築していくために、財政運営システムの充実や新たな財源の確保など、さらに取り組みを深めていきます。

① 財政運営システムの充実

財政運営に関しては、毎年度、中期財政見通しを作成し、3ヶ年の収支見

通しを明らかにするとともに、市債残高の低減に努め公債費負担の適正化に取り組んでいきます。

予算編成にあたっては、中期財政見通しを踏まえた総枠配分方式による予算編成システムの充実を図り、事業実施部門全体の創意工夫をいかしながら、限られた財源のなかで事務事業の重点化、戦略化を推進していきます。

また、補助事業については、行政評価システムを通じて必要性や効果を見極め、市民の理解を求めながら、その選択と集中に取り組んでいきます。

② 財政基盤安定化に向けた取り組み

計画的な基金の積み立てと活用により財政基盤の安定化を図っていくとともに、資金の安定的調達や市民の市政参画の手法として市民公募債の制度についても研究していきます。

こうした取り組みに加え、健康増進施策の充実など将来の扶助費の抑制につながるような事業については、積極的な予算配分に努めていきます。

また、市税等については、収納率の達成目標や実現手法等を十分検討し、戦略的に取り組み、収入の確保に努めていくとともに、手数料、使用料についても、これまで実施してきた見直しを踏まえながら、今後も適正化に努めていきます。

③ 新たな歳入源確保に向けた取り組み

今後、国からの地方交付税等の大きな伸びが期待できない状況において、歳出の抑制はもとより歳入の確保が大きな課題となっています。

そのため、未利用地など市有地の有効活用を図るとともに、市の封筒やホームページなどへの広告の掲載や、ネーミングライツと呼ばれる施設命名権の貸し出しなど、新たな歳入源の確保に向けて検討をしていきます。

④ 職員数と給与等の適正化

定員管理計画に基づき、平成22年4月の職員数1,027名を目標に適正な職員数の管理に努めていくとともに、それ以降についても、抑制基調の定数管理を行っていきます。

職員の給与については、国・県の人事院勧告制度等を尊重するとともに、公務員制度改革にかかる動向を見極めながら、引き続き給与等の適正な管理に努めていきます。

また、時間外勤務手当については、人件費の抑制と職員の健康維持の観点から、引き続き適正な管理に努めます。

(3) 効率的で効果的な行政運営

本市はこれまで、積極的に効率的な行政運営に努め、日本経済新聞社等による調査において、行政運営の効率化や電子自治体化への取り組みについて高い評価を得てきました。これまでの成果を踏まえながら、ICT活用による効率化や組織のスリム化など、こうした取り組みをさらに深めていきます。

① ICTの活用による効率化の推進

事務処理の効率化を推進していくために、現在一部の部署で導入・運用し

ている文書管理の電子化・電子決裁について、全庁的に適用を拡充していきます。

また、事務処理の軽減と経費削減を図っていくために、各種施策の市民アンケートや庁内での職員アンケートを市のHPやイントラネット上で行う電子アンケートのシステムを整備していきます。

② テレビ会議システムの導入

市民対応の利便性向上や庁舎間の移動時間の削減、会議室の有効利用など、行政運営の効率化を図るために、テレビ会議システムの導入を検討していきます。

③ 行政組織の見直しによる効率化の推進

定員管理計画に基づく抑制基調の定員管理の推進にあわせ、職員数の減少傾向の中で、新たな行政ニーズへ対応していくために、組織横断的なプロジェクトチームの活用や組織の再編など、組織機構のスリム化に取り組んでいきます。

④ 再任用職員及び任期付職員の活用

人的資源の確保が厳しい状況の中で市民サービスを維持していくために、再任用職員や任期付職員を積極的に活用し、効率的で効果的な人事配置をおこなっていきます。

⑤ 全庁的な事務処理等にかかるコスト縮減への取り組み

入札制度については、引き続き、公平性、透明性、競争性の高い制度を維持していくとともに、公共工事コスト縮減行動計画を推進しコストの縮減を図っていきます。

また、入札契約事務に関しても、事務処理の一元化に取り組み、入札契約業務にかかるトータルコストの低減を図っていくとともに、公用車についても、より少ない公用車台数でまかなえるよう、全庁的に効率的な管理方法を検討していきます。

⑥ 事務事業の整理、統合と業務プロセスの見直し

行政評価システムを通じて、各部各課において類似する事業などの整理・統合を行っていくとともに、業務プロセスの分析をおこない、仕事のやり方を改善し事務事業・業務の効率化を図っていきます。

3. 市民満足度を高めていくための取り組み

(1) 納税者の視点でのサービスの向上

受益と負担の原則に立ち返り、あらためて納税者の視点で既存サービスの充実や見直しに取り組み、厳しい財政状況においても創意工夫し、ICTの活用も図りながら市民満足度の向上に取り組んでいきます。

① ワンストップ窓口の実現

狭隘かつ分散した庁舎レイアウトにおいても、ICTを活用して、窓口での諸証明の発行や、健康福祉部の申請書の受付などのワンストップ窓口を検討していきます。

② 市民ニーズに応じた窓口開設時間等の延長

窓口サービスの向上を図っていくために、各種手当の申請時期などの繁忙期において、申請受付時間の延長や、土曜日、日曜日などの休日での対応窓口の開設を検討していきます。

また、ICカードを使用した自動交付機における証明書の発行業務の拡大を図り、閉庁後時間外でのサービス向上に努めていきます。

③ 行政サービスの質的向上を図るための取組み

窓口業務での市民サービス満足度を利用者の視点で評価し、業務改善につなげていくために、市民参加による「(仮称)行政サービス検討委員会」を設置していきます。

市民ニーズを的確に捉え行政サービス全般の質的向上を図っていくために、ユニバーサルデザイン推進プランに基づき事務事業やサービスを見直していくとともに、市民からの苦情や意見、要望等についても職員間で共有化を図っていきます。

※ユニバーサルデザインとは、はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画、設計することをいいます。

④ サービス向上運動の展開

継続的な実践活動として「サービス向上運動」を実施し、全部署において定期的にサービスチェックを行うことで、サービス改善に努めていきます。

また、窓口サービスの向上を図っていくために、アンケート調査の実施内容を精査し充実を図っていきます。

⑤ 申請手続き等における利便性の向上

利用者の視点から、市ホームページの申請書ダウンロードサービスの充実を図るとともに、電子申請を推進し、夜間、休日等の申請や申請後の審査状況の確認など、市民の利便性や手続の透明性を高めていきます。

⑥ ICTを活用した既存サービスの充実

パソコン・携帯電話を利用した公共施設予約システム及び図書館予約システムについては、申請手続きの簡素化を図り、公共施設の案内・空き状況確認・利用予約を推進するとともに、最新のイベント情報や図書館の新刊情報等を配信するなど利便性の向上を図っていきます。

⑦ 市民の利便性を高めていくための新たな取組み

電子入札システムを導入し、入札にかかる利便性の向上及び入札参加者の設計図書入手にかかる経費節減等を図っていきます。

税金や各種料金の支払いについては、利便性向上を図るため、クレジット

やコンビニエンス・ストアでの支払いなど、マルチペイメントといわれる多様な納入方法について検討していきます。

(2) 組織風土改革への取り組み

質の高い行政サービスを構築し持続していくためには、サービスを担う人材の育成と組織風土の改革が不可欠です。

こうした観点から、能力と成果を重視した人事・給与制度の構築を図るとともに、人材育成基本方針に基づき人材の育成に努めていきます。

また、行政経営品質活動や職場での改革改善運動の推進に取り組み、学習し行動していく組織風土を醸成し、職員の資質向上を図っていきます。

① 行政経営品質活動への取り組み

行政運営全般についての市民満足度向上を図っていくために、顧客満足の基本にして、組織のビジョンから業務プロセス、成果に至る経営活動全般を点検・評価し、継続的な改善につなげる仕組みづくりをおこなう「行政経営品質」への取り組みを推進していきます。

② 能力と成果を重視した人事・給与制度の確立

職員の意欲を引き出し、職場の活性化を図るために、職員の勤務実績を正しく適切に評価し、昇任や給与に反映させる公正で納得度の高い新たなシステムを確立していきます。あわせて、目標管理制度を導入し、職員の能力とモチベーションの向上を図り、人材の育成に努めていきます。

③ 不当要求等への対応の充実

行政に対する不当な要求や不適切なクレームへの対応に関する体制を充実させていくとともに、職員への働きかけに対する対応についてもルール化を図っていきます。

④ 改善改革運動の推進

業務へのマンネリ化を防ぎ職員の気づきを促し、市民の視点に立ったより質の高いサービスの提供に努めていくために、具体的な改善運動を実践していきます。こうした取り組みなどを通じて、広く職員より、業務改善での意見や提案、さらには取り組むべき施策や事業への提案などを求め、優れた提案や業務改善成果に対しては表彰をおこない、職員の意欲向上を図っていきます。

⑤ 学習する組織風土の醸成

日常業務の中に職場研修の機会を設け、仕事に対する問題意識と学習意欲を高めていくとともに、オフサイトミーティングを推進し、職員が担当の職務を離れ、あるテーマについて自由に気軽に話し合える雰囲気を創っていきます。

※オフサイトミーティングとは、様々な職場の職員が仕事の場を離れ、気楽に真面目な話をする場のことで、役職や所属という枠を超えて、自由に意見交換することにより、人的ネットワークの形成や様々なアイデアの発見があるとされています。

⑥ 人材育成の推進

人材育成基本方針に基づき、本市の人材育成における基本目標である「情熱あふれる職員」「市民と歩む職員」「明日にはばたく職員」の育成に向けて、人材育成基本計画を着実に推進し、職員の資質向上を図っていきます。

また、職員の庁外への派遣研修や、庁内での時限的なプロジェクトチームへの職員公募の機会を増やし、職員のモチベーション向上や、やる気、チャレンジ精神を引き出していきます。

今後の推進に向けて

行政システム改革プランに掲げる行政運営を実現していくために、具体的な取り組みと実施時期を明らかにした実施計画を策定し、行政システム改革本部を推進母体として効果的に行政改革に取り組んでいきます。

また、改革の進捗状況については、市政だよりや市のホームページに掲載し、成果や課題を明らかにしながら、広く市民にわかりやすい形で公表するほか、市民とともにプランを進行管理していく仕組みを構築していきます。